

平成 22 年 12 月 17 日

第 4 回 御嵩町議会定例会会議録（第 3 号）

議事日程第3号

平成22年12月17日（金曜日） 午前9時20分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 追加議案の上程及び提案理由の説明 1件

発議第8号 亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書

日程第3 議案の審議及び採決 10件

議案第50号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について

議案第51号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第52号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について

議案第53号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第54号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第58号 指定管理者の指定について

議案第59号 町道の路線廃止について

議案第60号 町道の路線変更について

議案第61号 町道の路線認定について

発議第8号 亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書

日程第4 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

出席議員（11名）

議長 鈴木元八	1番 伊崎公介	2番 安藤博通
3番 早川文人	5番 植松康祐	6番 大沢まり子
7番 岡本隆子	8番 亀井千歳	9番 佐谷時繁
10番 梅原勇	11番 谷口鈴男	

欠席議員（なし）

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡辺公夫	副町長	竹内正康
教育長	丹羽一仁	総務部長	山田儀雄
民生部長	瀬瀬久美	建設部長	松岡学一
教育担当参事	渡辺義弘	まちづくり担当参事	堀智考
総務課長	田中康文	企画課長	鍵谷昌孝
まちづくり課長	奥村悟	税務課長	日比野優
住民環境課長	伊佐治徳保	保険長寿課長	山田徹
福祉課長	若尾要司	農林課長	安藤信治
上下水道課長	伊左次一郎	建設課長	吉田隆博
会計管理者	藤木伸治	学校教育課長	田中秀典
生涯学習課長	玉木幸治		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐久間英明	議会事務局書記	加藤暢彦
--------	-------	---------	------

開議の宣告

議長（鈴木元八君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしく
お願いします。

会議録署名議員の指名

議長（鈴木元八君）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8 番 亀井千歳君、9 番 佐谷時繁君の 2 名を指名します。

追加議案の上程及び提案理由の説明

議長（鈴木元八君）

日程第 2、追加議案の上程及び提案理由の説明を行います。

追加議案として付議されました発議第 8 号 亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書について、朗
読を省略し提案理由の説明を求めます。

それでは、議会事務局長に朗読をさせます。

佐久間議会事務局長。

議会事務局長（佐久間英明君）

それでは、上程します意見書について朗読させていただきます。

追加議案の 2 ページをお開きいただきたいと思います。朗読いたします。

発議第 8 号

亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書

亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書を、次のとおり提出する。

平成22年12月17日提出

提出者 御嵩町議会

亜炭鉱害対策特別委員会

委員長 植 松 康 祐

亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書

平成22年10月20日午前、本町において、東西65m南北76mに渡り、住宅9戸を巻き込んで地盤が突然陥没した。原因は、43年前に閉山となった亜炭廃坑の地盤を支えていた炭柱の劣化によるものと思われ、今後も頻発が予測される。何の責任もない住民が、被害当日から突然、毎日の生活の場を失うことになった。

現行の特定鉱害復旧事業制度は、被害者救済として十分であるとは言い難い。さらに、本町の地下に残された亜炭廃坑が住宅地のおよそ80%の部分に存在している現実を考えれば、住民の生命・財産を守る観点からも、現行の制度では不備を免れない。

よって、本町議会は、下記の事項について、国による早急かつ適切な対応を強く要望する。

記

1 被害者の負担軽減

被害者の経済的精神的負担の軽減のため、仮住居に関する費用については被害発生時より基金から支払われるよう、運用を可能にすること。

2 特定鉱害復旧事業制度の運用の見直し

特定鉱害復旧事業制度の柔軟な対応として、被害者が当該地で自己復旧を希望する場合及び鉱害の発生するおそれがない地域への移転を希望する場合は、復旧工事に代えて金銭による補償を可能とすること。

3 鉱害復旧資金の拡充

今後も大規模な被害が発生するおそれがあるため、特定鉱害復旧事業等基金が長期的に存続するよう、国において十分な資金の確保をするため制度を改正すること。

4 予防対策の実施

住民の生命・財産を守る観点から、町内の災害時の避難所となる施設や義務教育施設等を最優先とした地下充てん等の抜本的予防対策を実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年12月17日

岐阜県御嵩町議会

提出先 衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
経済産業大臣 様
総務大臣 様

財務大臣 様
国土交通大臣 様
資源エネルギー庁長官 様

以上です。

議長（鈴木元八君）

朗読が終わりましたので、提出者の説明を求めます。

5番 植松康祐君。

5番（植松康祐君）

おはようございます。

ただいま、事務局長から亜炭廃坑の対策を求める意見書の朗読をしていただきました。

先般来、亜炭鉱害対策特別委員会におきまして協議をさせていただいた結果、今朗読したような文面で、この衆議院議長を初めとする各大臣等々に意見書を提出したいということで協議をさせていただきました。既に皆さん方御承知だと思いますが、昨日、岐阜県議会におきまして、岐阜県議会がやはり同じように亜炭鉱害の早急な安全対策を求める意見書ということで、全会一致で可決をされております。当町の方が1日おくれましたけれども、当初の予定どおりでございますので、そういうことでございますが、ぜひとも今朗読させていただきました4点について、この意見書を国に提出し、あるいは県にも提出して、我が町、この地域の活性化・発展のために御尽力を賜りたいと、そういう気持ちでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

我が町は4点の事項がありますが、県は3点でございます。1点違いますが、内容的には全く相違ございませんので、その点は心配ございませんけれども、ひとつそういう意味で皆様方の御尽力をいただきまして、今議会でこの意見書を採択していただきまして年内に提出させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひを申し上げます。終わります。

議案の審議及び採決

議長（鈴木元八君）

日程第3、議案の審議及び採決を行います。

議案第50号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

今回の補正で、一般管理費の中に業務委託、訴訟業務委託料ということで50万計上してありますけれども、これは聞くところによりますと、クマクラ工業の方から提訴されたという案件でございますが、どういう問題で、何を争点として提訴されたのか、説明をしていただきたいと思っております。

議長（鈴木元八君）

だれですか、答弁者は。

〔「暫時休憩」と呼ぶ者あり〕

ただいま資料を持参するそうですので、暫時休憩にします。その場で休憩してください。

午前9時32分 休憩

午前9時36分 再開

議長（鈴木元八君）

休憩を解いて再開をいたします。

執行部の説明から入りたいと思っております。

奥村まちづくり課長。

まちづくり課長（奥村 悟君）

ただいまの谷口議員さんの御質問にお答えいたします。

この件に関しましては、平成5年に平芝工業団地の一角をクマクラ工業さんに、町有地を売却いたしました。8億3,600万円という金額でございますが、この売買に関しまして、相手方クマクラ工業は、本件の土地を工場用地とするために何ら措置を講じていないというような債務不履行という形で申し立てがなされております。これを不服としまして、売買契約を解除するという御嵩簡易裁判所の方へ訴訟が起こされたということでございます。それに対しまして、今うちの顧問弁護士を通じまして、先般も答弁書を裁判所の方へ出しているという形でございます。

〔挙手する者あり〕

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

訴訟の内容は当時の契約解除と、こういうことですね、基本的には。ありがとうございます。

議長（鈴木元八君）

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

議員の皆さんも御存じのとおりでありまして、工業用地としての売却を、町が以前の地権者から買い取って、そのままクマクラ工業に売買したと。それに対して、工場ができなかった理由が町に責任があるということから訴訟を起こされたと。内容については、その買い戻しと、その間の金利ということですね。非常に莫大な金額であるということでもあります。当町としましては、顧問弁護士さんに御相談申し上げて、弁護士さんの方から、この件については大変な長期戦になるであろうということから、高齢であるがために、1人もう少し若い方をお願いしたいということで、多治見市の尾関弁護士の方を中心として応訴をしているという立場であります。

私の方針としては、もちろん敗訴はない、和解もございませんということで、その方針の訴訟が行われているということになるかと思えます。よろしく願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

農業振興費の方の報償費63万8,000円、並びに使用料及び賃借料ということで5万7,000円計上してありますが、これは多分、有害駆除の追加分ではないかというふうに考えておりますけれども、当初、私どもが100頭分70万という骨格予算で計上を認定してまいりましたが、9月の段階で既にその相当数をとって、本来ならば9月補正でかけてこなきゃいけない、とりあえず事前に予算化をして対応すべき問題ではなかったかなと思うんですが、この辺のところを、とれただけすべて対応していくというのは果たして正しいかどうか、その辺の見解をお聞きしたいと思っております。

議長（鈴木元八君）

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

ただいまの谷口議員の御質問にお答えしたいと思います。

当初、ことし100頭分を予算計上したわけですけど、実は昨年の実績が、かなり今までかつてない頭数がとれまして、111頭ということでした。それと、その後の猟期で、狩猟の関係で報告が来た分をトータルしますと、その分で150で、全部で250頭ぐらい21年度はとれたんじゃないかということで、当初、それだけとれたことがなかったということで、ことしはあまりと

れないだろうという予測のもとに去年と同等の予算を計上したわけですが、ところが、ことしに入りまして、先ほど御指摘がされたように9月の時点で予算ははるかにオーバーしておったわけですが、予測がつかないということで12月の末まで待っていました。これは見込み違いと御指摘があればそのとおりでございますが、一応そういう状況で予算計上をしておるということです。

それから、とっただけ出すという話なんですけど、これは、よそと比較しまして御嵩町は高いか安いかわかるのは一概に言えませんなんですけど、一応かなりの労力をかけて駆除隊に応募してくれた方がやっけていただいておりますので、一応その頭数の分だけは支出するという考えで今後もやっていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それと、最後になりますけど、もう少し早く精算すべきだということもあろうかと思っておりますけど、その辺はちょっと御無理を申しまして、辛抱していただいておりますという状況ですので、よろしく御理解いただきたいと思っております。以上です。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

こういう形になってきたのは、有害駆除隊を町が編成をしたと。これは一つには、従来の有害駆除の形態を町が変えたということが起因になっておるかと思っておりますが、過去においては、ある団体に対して有害駆除をお願いしたいということで、年間の捕獲頭数も計画的にきちっとやられてきたということが実はあったわけですが、その辺の隊編成の制度のあり方が変更されたと。その辺についてはきょうは論及しませんが、今後やはり町が編成隊を組んで、日常業務以外と言ったら語弊になりますけれども、そういう業務の多忙なときに、有害駆除の方にもかなり力を割かれなきゃならない部分というのは、あり方としてどうかと。それから、1頭7,000円という報償でありますけれども、これは適正処理まで含めての費用ということで私ども考えておりますけれども、その適正処理の段階で、これは多分町有地の方へ埋設という形をとっておみえになると思っておりますが、その辺の費用というのはその中に含まれておるのか、別に考えられておるのか、その辺のところを教えてくださいと思っております。

議長（鈴木元八君）

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

有害鳥獣のシステムが変わったというお話もあつたんですけど、基本的には従来と全く変わっておりません。昔から御嵩町が団体捕獲従事者、団体捕獲を許可をいただいて、それを狩猟

者にお願いするというシステムでしたので、昔とは全く変わっていません。ただ、従来ですと猟友会の組織一本に、先ほど丸投げという言葉もございましたけど、そういった丸投げをしてありまして、その辺でちょっといろいろトラブルもございまして、あくまでも猟友会に一任というような格好じゃなくて、町内に住んでおられる狩猟者の有志の方を募集してやっているという状況に変わっております。制度とか、システムとか、そういったものは一切変わっておりません。

それからもう1点ですが、処理の問題ですけど、一応7,000円の中に処理費も含めてあるというふうに考えております。それと、ほかに重機を持ってみえる方がありますので、なかなか手で掘ったりなんかするというのは大変なことです。その重機の借り上げだけ、今まで些少でありましたけど払っております。ただ、ことしは、ここにもありますけど5万7,000円ばかり機械の借上料を追加しておるんですけど、数がふえて重機を出していただいた回数もふえましたので、その辺も少し増額をさせていただいております。

一応そういうことで、よろしく申し上げます。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

あと1点だけ、関連で確認をしておきますが、実は町が編成されます有害駆除の駆除隊の隊員の資格でありますけれども、これはハンター保険に加入が前提であります。これは、おりなどについては、かなり危険な部分もございまして、もし被害、傷害等が起こったときにこれを保険で賄うと。そして、なるだけ保険の適用のないように努力はさせていただいておりますけれども、このハンター保険というのは、本来、日本猟友会、それから県猟と保険会社との団体保険でございまして、いわゆる猟友会員でないとそのハンター保険には加入資格はない。仮に入っても支払いがないという性格のものでありますけれども、その辺のところは、ハンター保険の加入の条件のところ支障を来すようなことはないですか。これは前、一度本議会の中で、一時期、町が責任をとるというような会話上の中に出てきたことがありましたけれども、これは御嵩町として責任をとるべき性格のものじゃございませんので、その辺のところ隊員の各それぞれが持っております保険が十分機能するようなシステムが補てんされておるかどうか、その辺のところを確認をしたいと思います。

議長（鈴木元八君）

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

今、ハンター保険等、保険の関係の御質問があったんですけど、猟友会員でないとハンター保険に入れないのかどうかといのはちょっと定かではないんですけど、一応猟友会の未加入者でも従事されている方がたくさんあります。そういった方については、そのハンター保険以外の保険に入っているというような方法で確認をとっております。

それと、責任の問題なんですけど、先ほど言ったんですけど、あくまでも有害鳥獣捕獲というものは、狩猟者個人、従事した個人の責任のもとにやるものでなくて、あくまでも御嵩町が団体捕獲という名目のもとにやるものですから、当然事故があれば御嵩町の責任ということで認識をしております。個々のおりの対応とか、そういったものについては、そういった保険が使われると思いますけど、最終的な責任といのは御嵩町の責任のもとにやるということで、現在の法律にのっとって、公正に執行されているというふうに認識しております。よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

最終的には御嵩町が責任をとるということで、これはそういう理解でよろしゅうございますね。ありがとうございます。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

補正予算の中で、残業代が非常に多くなって、一覧表にこの間まとめていただいたんですが、今回の中で総トータル444万5,000円という残業代になっておるわけです。その中で災害対応、イベント、それから通常事務ということでわけてやっていたんですが、一つは、皆さん残業までしていただいて非常に貢献されたということであれなんですけど、労務管理上の問題だとか、そういう観点の上からちょっとお聞きしておかなきゃいかんと思いますんで、ちょっとお答えを願いたいと。

例えば、イベント関連で149万2,000円の全額で残業代の補正予算が請求されてきています。時間当たりが2,509円という資料になっておる。かかわった人が8人ということになっていますが、これをやっていきますと、1人頭の残業時間が75時間、正確には74.3時間という時間数になるわけなんですけど、イベントといわれるのは何と何を指してイベントということと、イベ

ントに参加した1人当たりの平均日数というのは何日ぐらいになっていますかね。例えば10日間を費やしたということになると、1日7時間半の残業になってくると。そういうことは普通はあり得ないというふうに思いますんで、ましてそういうことが現実に行われたということになると、労務管理上非常に問題になってくるというふうに思いますんで、ちょっとそのところだけお教え願いたいと思います。

議長（鈴木元八君）

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

安藤議員の御質問にお答えいたします。

今の御質問は、追加で出した補正予算資料をもとに御質問があろうかと思いますが、今回の補正予算の中の時間外手当について詳細をとということで、こういう資料を出しました。その中では、区分としては災害対応、イベント、通常業務という三つの大きな区分で時間を割り振って、それとそこの支出課目にいる人件費の人数で備考欄で人数が出してあります。その中で、イベント関連という大きなくくりでありますけれども、人事で把握しておりますのは、例えば夏祭り、それからささゆり等々のものをイベントととらえまして上げておりますが、詳細なものについては一度調べさせていただかないと、これ以上の詳細のものを知りたいということでしたら、一度暫時休憩をとらせていただいて、答えさせていただきたいと思います。

それから、単純に74時間ということですが、これは今まで4月から11月までの積算でこういう形を出しております、10日とかそういう短時間で使ったという形ではないというふうに判断をしております。人事の一般的な時間外の抑制につきましては、月に40時間を超えますと副町長判断ということで、副町長の事前の決裁という形でチェックを一段厳しくしておるということでありまして、現業職につきましては、前、木下議員もおっしゃいました三六協定というのがありまして、その中で年間の時間数の制約があるということでありまして、日々につきましては、係長・課長の管理職等がチェックをして、健康に支障を来さないかということも視点において残業、これは決裁でありますので、上司が命令をして従事するということになりますので、そういったことは日々課内でチェックをしながら、イベント、災害等も従事していただいておりますという判断でおりますので、よろしく願いいたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

2番 安藤博通君。

2番（安藤博通君）

おっしゃるようには、非常に管理の方はされておるだろうということは当然の話であって、

ただ、ここの数字上から出てくるものをまとめていただいたものを見ると、イベント関連で補正予算を組みましたよと。当然ながらイベントなんていうのは当初から予定されておるものだから、そういうものの中には残業等々含めて人件費の中で計算されているだろうと、こういうふうに思っておりますので、これは全くの特出しと、こういう感覚でとらえるのが普通じゃないかなあというふうに思います。だから、今言ったように、対象とされたのはどういうものを対象にされたんですかと。延べ日数については、例えば今おっしゃったように夏祭りは1日で済むものじゃありませんから、これで3日間かかりましたよと。それから、ささゆりですか、豊かな何とかかんとかありましたが、その辺の応援でどういうふうにとられましたよとか、そういうとらえ方をして特出しの部分だというふうにとらえていかないと、この補正予算は理解できないんじゃないかなあと思って今質問したわけです。ですから、こういう資料がなかったら、暫時休憩していただいて、イベントに対する平均日数だけ教えていただければ、これは結構です。以上です。

議長（鈴木元八君）

議長からですが、休憩をして資料を提出要求と、こういうことでよろしいですか。

2番（安藤博通君）

はい。

議長（鈴木元八君）

それでは、今の質問について企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

今の手元には、そこまでの細かい資料を持ち合わせておりませんので、必要とあれば暫時休憩をさせていただきます、調べて御報告したいと思います。

議長（鈴木元八君）

よろしいですか。

じゃあ、暫時休憩に入ります。

午前9時58分 休憩

午前10時55分 再開

議長（鈴木元八君）

それでは、休憩を解いて再開いたします。

先ほどの中で、企画課長より資料の提供がありましたので、これから説明をしていただきますので、よろしくお願ひします。

鍵谷企画課長。

企画課長（鍵谷昌孝君）

大変お時間をとらせていただきまして、すみませんでした。

人事としましては、再度詳細なデータを出すためには、個々の職員の時間外命令簿をもう一遍各課から持ってきまして、もう一度積算をする必要がございましたので時間がかかったということで、御了解いただきたいと思います。

ここにありますように、ささゆりまつり、夏祭りにおける時間外ということで、商工観光、これは支出課目が2人組んである人件費の支出課目ということで、商工観光の方は2名ということで、ささゆりまつりにつきましては、最初の企画段階から実行委員会等をつくって参加しておると。そういう準備段階から延べ27日、これは4月から6月の開催のときまでですけど、その中で27日ということで、時間数にすると2人で延べ105.8時間。それから、夏祭りにつきましても、実行委員会の準備段階から6月から8月までで18日間。これは延べ71時間でございます。

また、お出ししておりますデータは、補正予算に伴うものということでありますけれども、ほかでも、時間外手当というのは総額で組みまして、その中で足らなくなった分を今回お願いをしておるとということで、その主な内容が商工観光の場合はイベント関連であったということですが、ささゆりまつりにつきましては、主催担当課である農林課も8名が出まして、延べ75日間で4月から6月まで512時間従事をしておるとということであります。これは補正予算としては上がっておりませんので、今の時間内におさまったということですので、口頭での御説明とさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

今の説明のささゆりまつりに関連したことなんですけれども、流しそうめんでギネスに挑戦ということだったんですが、これはギネスに認定されたのかどうか、お尋ねをいたします。

議長（鈴木元八君）

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

岡本議員の御質問にお答えします。

「ギネスに挑戦」というタイトルでやりました。大変な作業でしたけど、一応費用をかけないで申請するというので、ちょっと僕も詳しくわからんですけど、英語で申請書をつくらな

きゃならんということで、前教育委員会におりました英語の先生の方をお願いして、申請を提出してあるかどうかちょっとわからんですけど、一応申請する予定です。

ちなみに、後で聞いた話ですけど、どこかのまちで、ちょっと今わかりませんが、うちの2,500メートルを既に超したところがあるというような話も聞いていますので、本当に挑戦はしたんですけどギネスブックに登録されるかどうかというのは、いまだちょっと未定です。申請もどういう経過になっているか、ちょっとまだ聞いていませんので、今ここではお答えすることができませんので、よろしくお願いします。以上です。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

教育費の事務局費の中の報償費ですが、これはメンタルフレンドの制度を使った費用だというお話を聞いておりますけれども、委員会の方でお聞きした段階では、特に有資格者でもないと。本来であれば、オアシスの子供を対象とするということであるなら、ソーシャルケースワーカーであるとか、臨床心理士等のある程度の資格を持って、いわゆる精神的に対応していけるような資格者が本来ベターではないかと、そんな思いを持っておりますが、これはこれとして、今後、その辺の対応というのをどう考えておられるかということがまず1点。

それから、申しわけないですが、もう1点教えていただきたいですが、同じ教育総務費の中の修繕料27万3,000円、これは顔戸の教員住宅の改修に使われたということでありましてけれども、これは多分10月に起こった亜炭鉱害の被災者の便宜供与ということだろうと思うんですが、本来であるならば、これは特定公害復旧費の節22の動産移転仮費用の補償費という形で計上すべき性格のものではないかなと思うんですが、その辺のところはどうなんでしょうか。この2点。

議長（鈴木元八君）

谷口議員の質問に対して、教育委員会。

田中学校教育課長。

学校教育課長（田中秀典君）

まず第1点目のメンタルフレンドの資格の関係でございますが、このメンタルフレンドの考え方は、今オアシスの方に4名通級をしております、児童・生徒が。それで、通級生同士の間関係などを取り計らうために、細やかな配慮を要するために、支援スタッフということでメンタルフレンドというのを賃金でお願いをしておるところでございます。

それで、メンタルフレンドの資格につきましては、今現在有資格ということの規定はございません。教育学部関係の学生を賃金で雇用いたしまして、オアシスの通級生との話をしたり、そういったことを業務にしておりますので、資格については臨床心理士の先生とかお見えになりまして、主はコミュニケーションを図っていくという業務を主体としておりますので、資格は要件というのは雇用に当たっては現在はありません。今後も、そこまで資格要件を広げていくことについては、雇用の募集の関係もございまして、検討はいたしますけれども、一度その辺詳細に調べた上で、今後どうするかというのを考えていきたいと思っております。

2点目の需用費の修繕料、顔戸の陥没の被災者の教員住宅における修繕ということで、今回教育費の中の教員住宅の備品、ガス給湯器とか水道の修繕ということで、今後もこの教員住宅に入られる方等がございまして、教育費の方で需用費で今回出させていただきますので、よろしく願いをいたします。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

基本的には、いわゆる住宅の修繕費でありますけれども、これは一般財源を使うか、いわゆる補助対象の枠の中に組み込んでいくかという問題も実は背景にあると。実質これは緊急避難的な措置だと思いますので、これはこれで私どもは悪いということはおっしゃっていませんけれども、本来、緊急にそういう対応をしなければいけない場合でも、後からの補正の中で、やはり補助対象枠として、そういうものについては、運営規定上の問題はあっても、やはり財団との協議項目にできるんじゃないかと。そういうことによって、一般財源を押し出さなくても可能性はあるんじゃないかなと、そんな思いは実際あります。というのは、過去においてもいろんな落盤等の事故が起きておりますけれども、このような一般財源の持ち出しというのは極めて限定的に抑えられてきておりますので、今回はたまたま大規模であったし、緊急性を要するというところでこういう手法をとられたかと思いますが、その辺のところを実はお聞きしたかったということでございますので、町長、その辺どうですか。

議長（鈴木元八君）

御嵩町長 渡辺君。

町長（渡辺公夫君）

今の特定鉱害の制度上の問題点というのが、今現在の被災者の生活、そういう点については空白であるという状況になっています。基本的には、今までの落盤であるとか、九州の方で起きているような落盤ですと、落盤が原因であるということを実証している間も居住できると、

そういう状況で調査されているのがほとんどであります。今回の場合は、とても危険で住むことはできないと。ですから、全国的にいても、そうした被害というのは珍しいケースだとは思いますが、実際には準備を進めつつ復旧工事にかかる、その時点で引っ越しをしていただければ十分だというのが今の制度ですので、今回のようなものは基本的には想定していません。御嵩町として訴えておりますのは、その空白期間についても、この10月20日から着工までの間も特定鉦害の経費で賄っていただけるようにしていただきたいという要望はしておりますけれど、制度の運用上、柔軟に対応していただければ、認められればこれだけの金額を仮住まいということで請求はできるかと思っておりますけれど、運用上、柔軟性が認められない場合には、これはどの課が持ち出すかというだけの問題で、御嵩町の一般財源から持ち出さざるを得ないというのが今の制度の欠陥であるというふうには認識しておりますので、認められるようであれば、町としてかけたお金についてはその中に入れていきたいというふうには思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 大沢まり子さん。

6番（大沢まり子君）

民生のことで申しわけないんですけれども、以前に説明を伺ったことなんですけれども、ちょっとお聞きしたいのでお願いいたします。

維持手当の補正が上がっておりますけれども、維持手当は月2,000円ということで、説明を聞いたときに15人分と聞いたような気がするんですけど、これは何人分ふえるという計算になるのでしょうか、お願いいたします。

議長（鈴木元八君）

若尾福祉課長。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

実際のことを申しますと、見込み数も含んだ形での補正予算の計上とさせていただいておりますが、現在8月の支給分の段階で、2,000円を支給させていただいた子供さんの数、4ヵ月分での延べ人数になります977人、12月の段階で、これも4ヵ月分の延べでございますが1,137人。4月に12月から3月までの維持手当を支給させていただくわけでございますが、そちらにつきましては延べで1,237人を想定させていただきまして、22年度総数としては3,351人のお子様を対象にした維持手当の補正とさせていただいております。

以上でよろしいでしょうか。

[挙手する者あり]

議長（鈴木元八君）

6番 大沢まり子君。

6番（大沢まり子君）

延べという意味がちょっとよくわからないんですけど、3,351人ということは掛ける2,000円でいいということなんですか。

議長（鈴木元八君）

若尾福祉課長。

福祉課長（若尾要司君）

総額で申し上げた場合は、掛ける2,000円ということになります。

議長（鈴木元八君）

ほかに。

[挙手する者あり]

7番 岡本隆子さん。

7番（岡本隆子君）

すみません、先ほどの質問に対して、ちょっとおくれましたが、もう一度お尋ねいたしますけれども、これはすぐに申請をされればギネスに載ったかもしれないということなんですが、英語だったから申請がおくれたとか、この後どうするかわからないというのは余りにも無責任な御答弁じゃないかなというふうに思うんですが、あれほどギネスに挑戦ということをやられた以上、当然その後のこともきちんとやられるべきだと思うんですが、そのあたりはどのように認識しておられますか。

議長（鈴木元八君）

安藤農林課長。

農林課長（安藤信治君）

おっしゃるとおりで、私もちょっとあまり関心を持ってなかったという部分もありますけど、一応進めておるといことは聞いておりますけど、それ以後追求しておらなかったということと、それから先ほど言いましたように、後から記録を破られた部分があったので、ちょっとテンションが落ちちゃった部分もありましたけど、一応もう1回催促して、恐らく申請も、ある程度費用をかければそれなりのことはできたと思うんですけど、自分たちでやるということでしたので、それを黙認というとおかしいんですけど、そのまま任せたままでやっておりますので、岡本議員がおっしゃるとおり認識不足でありましたので、後でまた1回調査しまして、ま

たもう1回岡本議員に直接御報告したいと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（鈴木元八君）

よろしいですか。

7番（岡本隆子君）

はい。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第50号 平成22年度御嵩町一般会計補正予算（第8号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第51号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第51号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第52号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第52号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第53号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔挙手する者あり〕

11番 谷口鈴男君。

11番（谷口鈴男君）

これは質疑というよりも、ちょっと教えてほしいんですが、国庫支出金の社会資本整備総合交付金という、これはどういう性格のものかちょっと教えていただきたいと思いますが。

議長（鈴木元八君）

伊左次上下水道課長。

上下水道課長（伊左次一郎君）

ただいまの谷口議員の御質問は、補正予算書の5ページの国庫支出金の社会資本整備総合交付金ということでございますが、これにつきましては、今まで自民党政権時代には、国の国土交通省からの国庫補助金ということでございましたけれど、これが水の安全・安心基盤整備交付金ということで、交付金事業に変わったというふうにはしか申し上げられないんですが、よろしかったでしょうか。

議長（鈴木元八君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第53号 平成22年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第54号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第54号 平成22年度御嵩町水道事業会計補正予算（第3号）について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第58号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号 指定管理者の指定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第59号 町道の路線廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号 町道の路線廃止について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第60号 町道の路線変更についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第60号 町道の路線変更について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

議案第61号 町道の路線認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第61号 町道の路線認定について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議長（鈴木元八君）

発議第8号 亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議第8号 亜炭鉱廃坑の対策を求める意見書について採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立全員であります。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（鈴木元八君）

日程第4、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。よって、ただいま議題としました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

議長（鈴木元八君）

以上で本定例会に提出されました案件はすべて終了をいたしました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

渡辺町長。

町長（渡辺公夫君）

ただいま、御嵩町議会として亜炭廃坑に関する意見書の採択をしていただきました。まことにありがとうございます。心強い限りであります。昨日、岐阜県議会の方での意見書採択されましたことは、先ほど植松特別委員会委員長の報告のとおりであります。この件に関しては、岐阜県議会では3人の方が一般質問されたと。その前に、御嵩町としては共和中学の問題がございますので、文科省の方へ教育長以下派遣しまして実情を訴えさせていただいたと。

私は4年前の選挙のときに、柳川町長の目の前で、精神は引き継ぎますと。政策については、しゅんのものということになってきますので、それは引き継げないこともあるということを申し上げてまいりました。この情報を公開されたのは柳川町長であります。今それにふたをするわけにいきません。50年余り、何ら安全対策が施されてこなかったのは事実であります。そういう意味では、難攻不落と言っても過言ではないと思えますが、少しでも、一歩でも、半歩でも前に進めることが、町民の安全・安心を高めることというふうに考えております。そういう意味では、でき得る限りのことをやってまいりたいと思っておりますので、議員の皆さんにも御理解いただきまして、御嵩町議会としての活動をしていただけたらと思っております。

また、御嵩町で前沢地区に申請されております中間処理施設でありますけれど、「熱烈ではあるが冷静な精神、強烈ではあるが秩序立った作業」、これは国連人間環境宣言というところで言う内容で使われている言葉であります。さきの産廃処分場問題については、熱烈である部分、また強烈である部分についてはマスコミには随分登場しましたので、大変印象深いことがあるかと思いますが、背景には必ず冷静な精神もあり、秩序立った作業も行われていたということを忘れてはならないというふうに思います。私にはそうしたノウハウがあると思っておりますので、年が明けましたら、それなりの行動を起こしていかなければならないと思っております。

マスコミに注目を浴びるということが、いいことか悪いことかは別といたしまして、この問題を町民のしっかりとした問題としての認識をしていただく責務が私にはあるというふうに思っておりますので、議会の皆さん方も、一人ひとりの議員は賛成、反対で行動されることは何ら支障があるわけじゃありませんので、しっかりと意思表示をしておやりになっていただけたらということを切に希望するわけであります。

ここ数日、大変寒くなりました。正月もあと2週間ほどでやってまいりますので、新しい年を新しい気持ちで迎えたいと思っておりますので、ぜひ皆さんも健康に留意されまして、多忙な年末年始を送っていただくことをお願い申し上げまして、定例会最後のあいさつとさせていただきます。本当に御苦労さまでございました。ありがとうございました。

閉会の宣告

議長（鈴木元八君）

どうもありがとうございました。

これをもちまして、平成22年御嵩町議会第4回定例会を閉会します。

午前11時32分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員